後期高齢者医療制度のお知らせ
～　令和４年度の保険料等について　～

■　７月に保険料額をお知らせします　■

令和４年度の保険料につきましては、７月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

均等割		所得割		１年間の保険料
【１人当たり保険料】 51,892円	＋	【本人の所得に応じた額】 （令和３年中の所得－最大43万円） ×１０．９８％	＝	【限度額６６万円】 （100円未満切捨）

○　１年間の保険料の上限額は、６６万円になります。

○　年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※　「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※　前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆　保険料の軽減

①　均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和３２年１月１日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに１５万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 （世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合 令和４年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数） +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円＋（52万円×世帯の被保険者数） +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②　被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ、均等割が５割軽減となります。（５１，８９２円→２５，９４６円）

※　被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆　保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりませ「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額１８万円未満の方）
(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
(3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆　保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は鹿追町保健福祉課国保医療係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

■　ジェネリック医薬品の利用について　■

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
「希望カード」が必要な方は鹿追町保健福祉課国保医療係までお問い合わせください。

◆　効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆　価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より３割以上、中には５割以上安くなるものもあります。

■　病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう　■

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒０６０－００６２
札幌市中央区南２条西１４丁目
国保会館６階
【電話】０１１－２９０－５６０１

鹿追町保健福祉課国保医療係
【住所】〒０８１－０２２２
鹿追町東町４丁目２番地１
【電話】０１５６－６６－１３１１